

くらしの法律救急箱



第47回 離婚に関するギモン

相手方が離婚に応じてくれません。「性格が合わない」という理由では離婚できないのでしょうか。

A₁

司法統計によると、夫婦関係調整調停の申立人である妻の4割、又は夫の6割以上が「性格が合わない」ことを申立ての動機としています。理由にかかわらず、夫婦が離婚について合意すれば、離婚は可能です。他方、どちらかが離婚に同意しない場合は、最終的には離婚裁判で争うこととなります。

この場合、裁判所が離婚を認めるかどうかは、法律上の離婚原因が存在することが必要です。法律上の離婚原因は、①不貞行為、②悪意の遺棄、③3年以上の生死不明、④配偶者が強度の精神病にかかり回復の見込みがないこと、⑤その他婚姻を継続し難い重大な事由の5つです。

したがって、単に「性格が合わない」というだけでは離婚が認められないでの、「法律上の離婚原因の⑤に当たる」、すなわち、夫婦関係は破綻しており、もはや修復が不可能だと主張し、認められる必要があります。

離婚の話し合いはどうに進めればよいですか。

Q₂

まず、夫婦2人の話し合いによって、離婚届を提出する

ことにより離婚が成立します（協議離婚）。離婚するには、最低限、子の親権者（未成年の子がいる場合）を決める必要があります。もっとも、いったん離婚届を提出してしまふと、子の養育費、慰謝料、財産分与などの話し合いがはかどらないことも多いので、離婚届を提出する前に、これらの離婚条件についても取り決めることをお勧めします。

しかし、これらの離婚条件につき、お互いの主張が対立し、話し合いが進まないことも少なくありません。その場合は、家庭裁判所に離婚調停の申立てを行い、裁判所において、調停委員を介して、離婚条件についての話し合いを行なうこととなります。

離婚調停は、夫婦のどちらもが申し立てることができます。1～2か月に1回程度のペースで調停期日が決められ、話し合いを重ねることによって、お互いが納得できるような離婚条件の取り決めを目指すこととなります。

しかしながら、この話し合いが平行線となり、合意に至る可能性がほんないとなれば、調停は不成立となり終了してしまいます。その場合は、離婚を求める側が裁判を起こし、裁判官が夫婦の離婚の可否やその他の離婚条件について判断を下す手続に移ります。ただし、離婚裁判中も、裁判官が話し合いでの解決を勧めることが多く、和解による離婚が成立することがあります。

私は妻ですが、離婚に当たり、夫からいくつづりの慰謝料を払つてもらえるのでしょうか。

A₂

離婚の話し合いはどのように進めればよいですか。

Q₃

A 3

離婚に当たって、慰謝料について必ず取り決めなければならぬわけではありません。慰謝料は、離婚に至つた原因を作つた側（夫とは限りません。）が、それによって苦痛を受けた側に対して支払うものです。

また、法律に慰謝料の基準額が定められているわけではなく、婚姻関係を破綻させる行為の内容やその度合い、結婚生活の実情、子の有無やその人数、支払う側の年齢や資力など様々な事情を考慮して算定されます。もちろん、行為が悪質であればより高額になる傾向がありますが、離婚裁判では200～300万円の範囲が多いといえるのではないかでしょうか。

なお、「慰謝料」とは呼ばないまでも、財産分与の中に慰謝料に相当するものを含め、多めに分与することもあります。

Q 4

離婚にかかる弁護士費用はどの程度なのでしょうか。

A 4

協議離婚の話し合いに弁護士が関与することもありますが、多くの場合、弁護士が関わるのは離婚調停からとなるでしょう。弁護士に依頼することにより、當時アドバイスを受けることができますし、調停で提出が必要な書類の準備を任せることができます。自分の権利を守るために主張をしつかり行つてもらうことができるなどのメリットがあ

ります。ただ、費用がどのくらいかかるのか心配なところです。

調停を自分で申し立てる際に裁判所に対して納める費用は数千円なのですが、調停での対応を弁護士に依頼する場合は、大きなものとして着手金と報酬金の支払いが必要です。

これらは各弁護士が自由に取り決めることができます。一般的には着手金30万円程度が必要とされるようです。ただし、子の親権や財産分与が大きな問題となつている場合は、その部分に対しても加算があります。

また、離婚問題が解決したときには報酬金の支払いが必要です。その額は、着手金と同額以上となることが多いようですが、何を報酬の対象とするかについては、依頼する際の取り決め（委任契約）によりますので、このときに、弁護士から十分に説明を受けることが必要です。

調停時に弁護士に依頼し、引き続き裁判まで対応してもらう場合は、裁判への移行の際に追加の着手金の支払いが必要となることが多いでしょう。

また、離婚裁判から弁護士に依頼する場合は、着手金・報酬金の額が調停時より少し高くなる傾向があります。

このような弁護士費用を支払う余裕がない場合は、日本司法支援センター（法テラス）の弁護士費用立替制度の利用を検討してはいかがでしょうか。利用には条件がありますが、月5000円程度からの分割払いが可能となります。



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。

2006年、小島法律事務所開設。